

## 1. 授業実施方法の方針

- (1) 人的交流の重要性を踏まえ、感染症対策を十分に行いながら、対面授業を実施することを基本とする。
- (2) 学内および通学圏内の状況にも十分配慮し、感染拡大等の懸念があると判断した際には、部分的または全面的に遠隔授業への移行等の措置を講じ、学生の安全を確保しつつ、学修の継続が維持できるよう対応する。

## 2. 対面授業と遠隔授業の移行に関する目安について

以下のいずれかの状況が確認されたときに、分散（クラス別）登校や全面遠隔授業に移行することを想定する。

要因	状況	授業形態	遠隔授業実施期間
A 周囲の環境	本校周辺地域で緊急事態宣言が発出されたとき	分散（クラス別）登校※	宣言期間中
B 学内の環境	注記*のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合	当該クラスを遠隔	5日程度（土日祝日を含む）
	複数の学級を閉鎖し、かつ、学年または学科内で感染が広がっている可能性が高い場合	当該学年または学科を遠隔（HRのある建屋毎の区分）	5日程度（土日祝日を含む）
	複数学年または学科を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	全面遠隔	5日程度（土日祝日を含む）

※ 特に人流抑制を強く要請された場合には全面遠隔とする。

また、A（周囲の環境）とB（学内の環境）の要因が重なった場合は、より安全な授業形態をとるものとする。

\*① 同一の学級において複数の学生の感染が判明した場合

② 感染が確認された者1名 + 未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③ その他、学校で必要と判断した場合

（ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。）